

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に関する事務</li> <li>・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li> </ul>
②事務の概要	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者の資格得喪に関する事務。</li> <li>・国民健康保険給付に関する事務。</li> <li>・国民健康保険特定健診に関する事務。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①資格管理</li> <li>②保険証及び高齢受給者証の発行管理</li> <li>③限度各適用認定証の発行管理</li> <li>④特定疾病受給者証の発行管理</li> <li>⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、療養費、傷病手当金の支給</li> <li>⑥特定健診、ヤング検診</li> <li>⑦過誤調整事務</li> <li>⑧医療費通知</li> <li>⑨第三者行為受付管理</li> <li>⑩診療報酬明細書点検管理</li> <li>⑪資格継続管理</li> <li>⑫高額療養費該当回数引継ぎ業務</li> </ol> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )」(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、国保総合システム、国保情報集約システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル、国民健康保険税(料)システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、宛名ファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の44の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	課長 桜井 孝治	課長 高木 和博	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年10月1日	I 1②事務の概要	①診療報酬明細書点検管理	①診療報酬明細書点検管理 ②資格継続管理 ③高額療養費該当回数の引継ぎ業務	事前	
平成28年10月1日	I 1③システムの名称	、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、	、国民健康保険(給付)システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、	事前	
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部国保年金課	可児市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部国保年金課	可児市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部国保年金課	可児市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 高木 和博	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 1②事務の概要	-	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	オンライン資格確認のしくみが令和3年3月をめどに運用開始されることに伴い事業を追加。 オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加。
令和2年3月19日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	<国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の30の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認に係る根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項、3の項、4の項、5の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、41の項、42の項、43の項、44の項、58の項、80の項、87の項、93の項、106の項	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、44、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	オンライン資格確認に係る根拠を追加
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	国保年金課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月2日	I 3法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 番号法第19条第7号 別表第二の2の項、3の項、4の項、5の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、41の項、42の項、43の項、44の項、58の項、80の項、87の項、93の項、106の項</p>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項</p>	事後	評価書の見直しに伴うもの
令和6年8月20日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバ	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、国保総合(国保集約)システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバ	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 2特定個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル、国民健康保険税(料)システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、宛名管理システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	国民健康保険システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、国保総合(国保集約)システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数いつの時点の係数	令和2年3月19日	令和5年12月15日	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数	令和2年3月19日	令和5年12月15日	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、国保総合(国保集約)システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバ	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、国民健康保険(給付)システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、国保総合システム、国保情報集約システム、中間サーバ	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 2特定個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、国保総合(国保集約)システムファイル、宛名管理システムファイル、口座システムファイル	国民健康保険システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、宛名管理システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	事後	再実施に伴う見直しによるもの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の44の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第119条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</li> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9 規則第9条第2項の適用	—	[ ]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月15日	令和6年10月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年12月15日	令和6年10月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策/十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)